

発議第 10 号

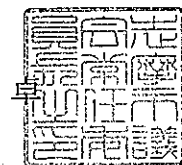
「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

上記議案を別紙のとおり志摩市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年9月25日提出

志摩市議会議長 濱口三代和様

提出者 志摩市教育厚生常任委員会  
委員長 濱口



令和2年 9月25日 可 決

## 「子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充」を求める意見書

厚生労働省の「国民生活基礎調査（2019）」によると、「子どもの貧困率」は13.5%、およそ子ども7人に1人の割合で貧困状態にあるとされています。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は48.1%と、大人が2人以上いる世帯（10.7%）より著しく厳しい経済状況におかれています。

今年度、新型コロナウイルス感染症の影響で、アルバイトや保護者の収入が減り、学費を払えない学生・生徒に対し、政府は、大学等での修学の継続ができるよう、「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』を創設しましたが、すべての意志ある生徒が安心して教育を受けられるためには、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要です。高等学校等就学支援金制度において、2020年4月から私立高校等に通う生徒の「就学支援金」の上限額が引き上げられ、いわゆる「無償化」とはなりましたが、一方で、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象とならない等の課題もあります。また、高等教育の修学支援新制度が作られ、改善・充実してきていますが、すべての大学・短大・専門学校が対象となっていないなど、制度のさらなる緩和・拡充を求めていかなければなりません。

貧困の連鎖を断ち切り、経済格差を教育格差に結びつけないために、就学・修学支援に関わる制度・施策のよりいっそうの充実が求められています。

よって、本市議会は、国に対して、すべての子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を強く要望します。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日

志摩市議会議長 瀧口 三代和

衆議院議長	大島 理森	様
参議院議長	山東 昭子	様
内閣総理大臣	菅 義偉	様
総務大臣	武田 良太	様
財務大臣	麻生 太郎	様
文部科学大臣	萩生田 光一	様